

# 関田・横塚地区 統合、再編方針（案）

令和 年 月 日

関田・横塚地区統合・再編検討委員会

## 構成

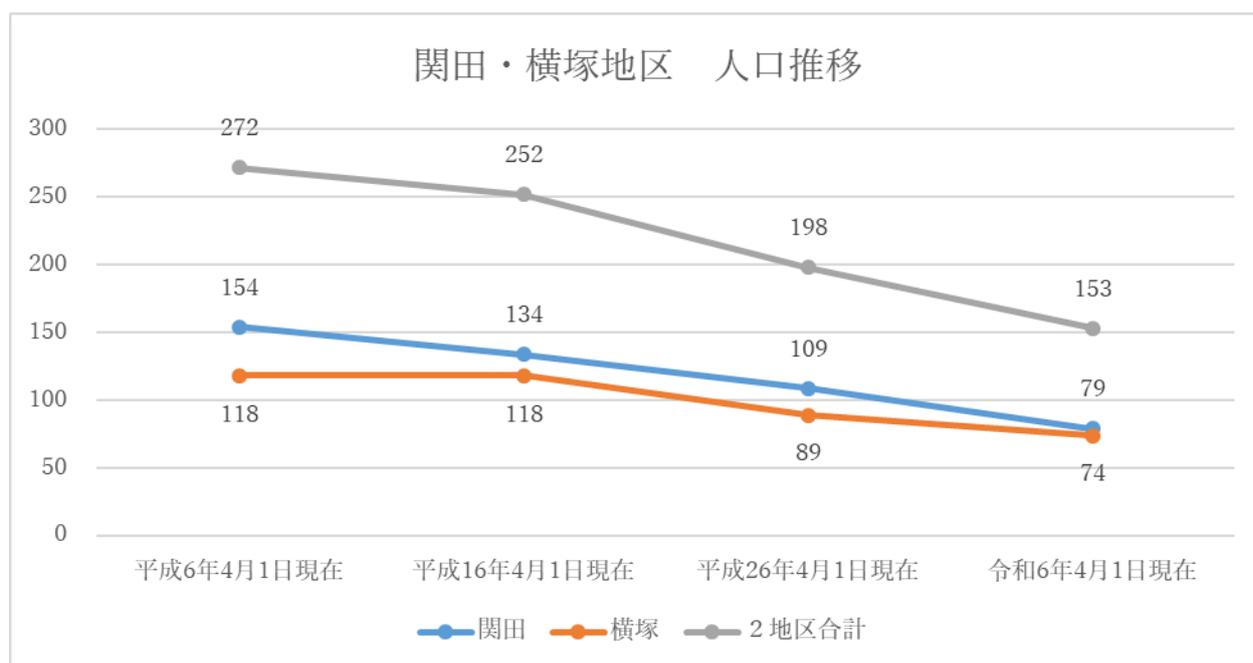
1. 目的
2. 自治会の現状
3. 自治会のあり方、区長の負担軽減に向けての構想
4. 町と自治会との関係
5. 統合、再編の必要性について
6. 統合、再編のメリット、デメリット
7. 統合、再編の方針（協議事項の方針）
8. 統合、再編の進め方について

## 1. 目的

町の人口は、平成12年の23,732人をピークに減少を続けています。少子高齢化を背景とした人口減少は全国的な傾向となります。関田、横塚地区においても、同様に人口減少は続いており、自治会の弱体化が懸念されています。

自治会は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています。また、町と地域との関係では、地域の意見や要望を集約し、今後の「まちづくり」の指針とすることなど、自治会の担う役割は多岐に渡り、いずれも重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の少子高齢化、ライフスタイルの多様化などを要因とし、役員の担い手不足など、自治会運営が厳しい環境になりつつあり、10年後、20年後を踏まえた自治会のあり方を考える必要があります。



この冊子では、自治会の現状把握を行い、課題を整理したなかで、持続可能な自治会運営のため、統合、再編を踏まえた自治会のあり方について、方針をまとめたものとなります。

## 2. 自治会の現状

### (1). 自治会の活動（行事）

主な自治会の行事や区長業務は、以下のとおりです。（祭事関連の行事は除く。）

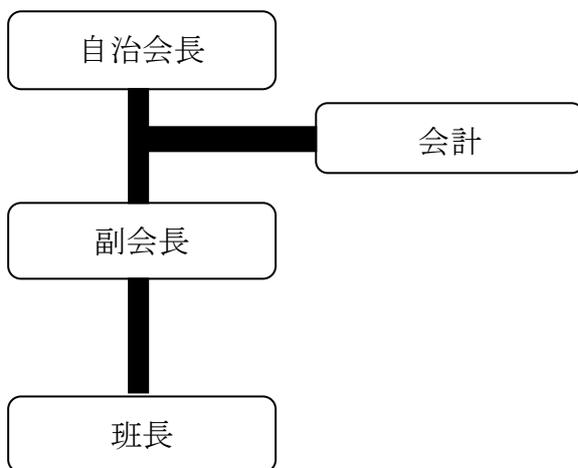
月	自治会活動 自主防災活動	区長業務	公民館事業
4月		区長配送	総会 団体長会議 はるかぜウォーク
5月		区長配送	グランドゴルフ
6月	美化運動	区長配送	団体長会議
7月		区長配送	盆踊り
8月		区長配送	団体長会議
9月		区長配送	
10月	美化運動	区長配送	運動会 山の会
11月		区長配送	ソフトバレー大会
12月		区長配送	ふらばーる大会
1月	総会 地区防災訓練	区長配送	グランドゴルフ 新春歩け走ろう大会 スキー教室
2月	美化運動	区長配送	団体長会議 ふらばーる大会
3月		区長配送	

自治会（自主防災）活動は、年間3回の美化運動が主な活動です。区長業務としては、定例的なものとして区長配送が挙げられます。公民館事業は、コミュニティ活動を担うものとして、様々な事業が行われています。

## (2). 組織体系、規約

自治会の組織体系としては、主に自治会長（区長）を長とし、副会長や会計、班長などの役職が設けられています。また、町や農協などからの依頼により、防犯推進委員や農家組合長、土地改良区総代、農協総代などの役職が設けられています。その他、自治会ごとに、祭事関連の役員が設けられています。なお、規約については、現状、規定されていない状況です。

組織体系イメージ



### 主な役職、業務、任期について

#### 【自治会、自主防災会】

役職名	主な業務内容	任期	備考
自治会長	・自治会の運営に関する事。 年1回 総会、その他、必要に応じた事業 等	1年	
副会長	・自治会長の補佐に関する事。	1年	
会計	・自治会の収入、支出に関する事。	1年	
自主防災会長	・自主防災組織の運営に関する事。	1年	
班長	・自治会の班に関する事。	1年	

【区長、公民館】

役職名	主な業務内容	任期	備考
区長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政事務の周知徹底に関すること。</li> <li>・ 住民と町との連絡調整に関すること。</li> </ul> 月 1 回 区長配送、その他、町等との折衝等(地区要望、補助金の申請等)	1 年	町
公民館委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館事業に関すること。</li> </ul> 年 1 回 総会 年 4 回 団体長会議 その他、事業前の準備 等	1 年	町
防犯推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民と防犯協会との連絡調整に関すること。</li> </ul> 年 1 回 防犯大会	1 年	東松山警察署

【その他】

役職名	主な業務内容	任期	備考
農協共済総代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済保険に関すること。</li> </ul> 年数回 農協だよりの配布	3 年	
土地改良区総代 (土地改良区理事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区の管理、運営に関すること。</li> </ul> 年 2 回 総会の出席 (年 6 回 理事会の出席)	4 年	土地改良区
農協総代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農協の運営、活動に関すること。</li> </ul> 年 1 回 総会の出席	3 年	農協
農家組合長 (正副)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農協と農家組合員との連絡調整</li> </ul> 年数回 農協だよりの配布	1 年	農協
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の交通安全に関すること。</li> </ul>	-	東松山交通安全協会
祭事関連の役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神社役員等</li> </ul>	-	

関田、横塚地区において、祭事関連の役員を除けば、役職に大きな違いはありません。

### (3) 自治会費、所有資産

自治会費は、自治会の活動や集会所の維持管理のため、自治会ごとに会費を徴収しています。所有する資産は、主に集会所です。

現状の自治会費、所有する資産は以下のとおりです。

地区名	会費	資産
関田	年間11,000円	関田集会所
横塚	年間10,000円	横塚集会所

## 3. 自治会のあり方、区長の負担軽減に向けての基本的な考え方

自治会の現状から、持続可能な自治会のあり方について、以下のとおりまとめます。

### (1) 自治会の活動（行事）について

現状、公民館事業が自治会のコミュニティ活動を担っている状況である。出丸地区では、区長が公民館委員を兼ねていることから、区長の負担が大きい要因となっています。区長の負担軽減を目的に、区長と公民館委員を分けることなど、負担の分散を図ります。

地域の自治会員のニーズに応じて、新たな自治会活動を検討し、自治会員の意識や意欲の向上を図ります。

今後、公民館事業が地域活動センターに移行される予定です。公民館事業の見直しが図られることから、今後の動向を注視します。

※公民館委員に代わる役職については、川島町地域活動センター（仮称）準備会において現在、協議中です。

### (2) 組織体系、規約

少子高齢化により、現在の役職が維持できなくなる可能性があり、各役職の業務内容を把握し、業務内容の見直しを検討します。

また、1人あたりの負担が大きい役職は、業務を分担し、複数人で対応するなど、誰もが参加しやすい組織体系を検討します。ただし、個々の世帯が高齢化等により役職を担うこともできない世帯もあることから、免除規定を定めることも考慮する

必要があります。

効率的な組織運営のため、任期の見直しを検討します。また、改選時の心理的な不安を解消するため、引き継ぎがスムーズになるように、規約やマニュアル等の整備を図ります。

### (3) 自治会費、所有資産

事業の予算額に応じて、適宜、自治会費の見直しを検討します。所有資産について、集会所の利用状況を踏まえ、適切な維持管理を検討します。

## 4. 町と自治会との関係

町は、区域住民より選出された方を区長として委嘱しており、住民と町とのパイプ役として、行政事務の周知（区長配送等）や地域住民の連絡調整（地域の合意形成、意見の取りまとめ、会議への参加や推薦等）にご尽力いただいております。

町としては、円滑な自治会運営のため、補助金を交付してるほか、区長を通じて行われる各種要望事項について、計画的な整備を進めております。

## 5. 統合、再編の必要性について

少子高齢化、ライフスタイルの多様化を背景とした社会環境のなか、持続可能な自治会運営、区長の負担軽減を図るためには、組織的な対応が必要です。しがしながら、現在の構成世帯数では限界があり、統合、再編を行うことで、50世帯から100世帯程度の規模で運営していくことが適切であると考えます。

このことから、ライフスタイルに関らずに自治会活動に参加できる組織体制の整備、複数の役員で分担して自治会運営ができる環境など、統合、再編によるメリット、デメリットを比較検討し、今後の自治会運営の在り方を検討する必要があります。

## 6. 統合、再編のメリット、デメリット

### (1) 統合、再編により想定されるメリット

- ・役職の削減（今まで地区ごとに1人ずつであった役職を1人にする。）や分担（1名でやってきた業務を2名で分担する。）ができる可能性があります。
- ・自治会員が増えることにより、新しい交流が生まれ、自治会活動の活性化に繋がる可能性があります。

### (2) 統合、再編による想定されるデメリット

- ・自治会の規模が大きくなることにより、役職の負担が増加する可能性があります。

## 7. 統合、再編の方針（協議事項の方針）

自治会のあり方、区長の負担軽減に向けての基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり、統合、再編に向けて必要な協議事項についてまとめます。

### (1) 統合、再編後の規約、組織体系について

- ・標準的な規約（資料1）、組織体系（資料2）を基に、当該地域にあった内容に見直し、業務負担が一部の役職に隔たらないように協議します。
- ・今まで各地区から1名ずつ選任されていた自治会長（区長）については、関田、横塚地区から、1名ずつ選任し、それぞれ、自治会長（区長）、副会長（副区長）とします。各々は、統合、再編前の地区の総括を行うなど、統合、再編により、自治会長（区長）に負担が集中しないように分担します。
- ・役職の任期について協議し、免除規定（資料3）の策定を検討します。

自治会長（区長）の例（1年任期）

年度	関田	横塚
N年度	自治会長（区長）	副会長（副区長）
N+1年度	副会長（副区長）	自治会長（区長）
N+2年度	自治会長（区長）	副会長（副区長）
N+3年度	副会長（副区長）	自治会長（区長）

※1年で各地区役職を交代していく方法。

また、自治会長候補者は、前年度に副会長を行うことにより、効率的な組織運営が期待できます。

例) 副会長（1年任期）、自治会長（区長）（1年任期）の例

	関田		横塚	
	A	B	D	E
N	自治会長(区長)		副会長(副区長)	
N+1		副会長(副区長)	自治会長(区長)	
N+2		自治会長(区長)		副会長(副区長)
N+3				自治会長(区長)

任期ごとのメリット・デメリット

任期	メリット	デメリット
1年	・役職を受けやすい。	・業務の固定化が懸念される。
2年～	・業務の効率化が期待できる。 ・年数に応じた相談体制が構築できる。	・生活環境や体調の変化により、続けられなくなるリスクがある。

(2) 統合、再編後の各自治会独自の決まりについて

①役職の決め方について

- ・統合、再編後の組織体系を基に、役職の決め方を協議します。  
 特定の候補者から選ぶ方法・・・立候補制、指名制、互選、推薦 等  
 決まりにより選ばれる方法・・・輪番制、くじ引き 等

②役職報酬について

役職に応じた報酬を協議します。

役職	報酬額
会長	10,000円～50,000円
副会長	10,000円～50,000円
監事	1,000円～5,000円
班長	3,000円+(100円×戸数) 5,000円～10,000円

町委嘱の役職謝金（令和6年度）

役職	報酬額（年額）
区長	116,000円+(2,000円×班数)円
公民館委員	30,000円

※組織体制の見直しに応じて、副区長に対する報酬を検討します。

### ③班編成について

班の構成世帯数等に応じて、班編成を協議します。

### ④地域の習慣的な行事について

歴史や伝統を継承しつつ、統合、再編前の地区の住民の方から、引き続き、役員を選出する方向で協議します。

## (3) 所有資産について

集会所について、集会所の利用状況を踏まえ、現状のまま維持管理を続けていくか。統廃合を図るか協議します。主なメリット、デメリットは以下のとおり。

	メリット	デメリット
現状維持	・従来の方法で維持管理を図ることができる。	・維持管理に係る費用について、どのように管理、支出するか協議が必要である。
統廃合	・維持管理に係る費用を削減することができる。	・集会所の収容人数に応じて、総会の方法や場所の見直しを図る必要がある。

なお、統合、再編において、集会所を統廃合する場合、費用負担や既存の集会所の解体費について、個別具体的な協議が必要です。また、集会所については、利用状況を踏まえて、近くの公共施設を利用することも検討します。

## (4) 実施事業や収支について

協議事項を基に、収支を積算し、予算案を作成します。

## 8. 統合、再編の協議の進め方について

### (1) 統合、再編の具体的な協議を行うための、合意形成について

「3. 自治会のあり方、区長の負担軽減に向けての基本的な考え方」を踏まえ、統合、再編に向けた具体的な協議に対し、地区住民の合意形成を図ります。

なお、この段階で、統合、再編の可否を決めるものではなく、あくまで、統合、再編の必要性を理解した上で、具体的な協議を行うことに対して、賛否を得るものです。(賛成多数の場合、検討委員会(準備会)から協議会に移行します。)

### (2) 協議会の設立について

統合、再編に向けた具体的な協議を行うため、各地区から委員の選任を行います。統合、再編に関し、より具体的な内容に関する協議のため、地域の有識者や年齢層、性別なお、幅広い方々の参加が、より良い協議に繋がります。

### (3) 協議事項の確認、調整について

7. 統合、再編の方針(協議事項の方針)を基に、具体的な協議を始めます。

### (4) 自治会員への周知、合意形成について

具体的な協議の内容、進捗状況、協議結果について、地区住民に周知します。委員だけで判断ができない事項については、地区で会議を開き、地区住民の意見を聞いたうえで合意形成に向けた話し合いを進めます。

### (5) 協議書(案)の作成について

協議委員会で協議した結果を協議書(案)としてまとめます。

### (6) 総会の開催、協議書(案)の決議について

最後に総会を開催し、協議書(案)について決議を行います。